

## 仕様書

### 1 概 要

#### (1) 件名

益田市役所その他の公共施設（434契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

#### (2) 需要場所

別紙1～別紙6に掲げる施設及びこれに附属する施設

### 2 仕 様

#### (1) 需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量

別紙1～別紙6に掲げるとおりとする。

#### (2) 契約期間

令和8年4月1日以後の最初の検針日の0：00から令和9年4月1日以後の最初の検針日の前日の24：00まで（1年）

#### (3) 需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

#### (4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

#### (5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

#### (6) 供給条件

供給電力は「RE100 TECHNICAL CRITERIA※」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の電力とする。

※参考：<https://www.there100.org/sites/re100/files/2022->

12/Dec%2012%20-%20RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices.pdf

#### (7) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

#### (8) 検針日及び計量日

ア 検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

### 3 電気料金の算定方法等

#### (1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

##### 【低圧電力】

ア 固定単価契約

## ① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６までを合計して得た金額とする

- ①－１ 基本料金 契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。
- ①－２ 電力量料金 契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。
- ①－３ 燃料費等調整単価 各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。 契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。
- ①－４ 容量拠出金 容量市場における供給力の確保に係る拠出金を設ける場合は、基本料金単価、従量料金単価、燃料費等調整単価のいずれかに含むものとし、別途設ける場合は、契約期間通じて共通の単価とする。
- ①－５ 政府が設ける負担軽減に関する補助金等 政府により電気・ガス料金等の負担軽減に関する補助金が設けられた場合は、各制度に基づいて算定するものとする。
- ①－６ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

## ② 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

## ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

## 【高圧・特別高圧電力】

### ア 単価固定契約

## ① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６までを合計して得た金額とする

- ①－１ 基本料金 契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。
- ①－２ 電力量料金 契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。
- ①－３ 燃料費等調整単価 各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売

電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合は本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

- ①－４ 容量拠出金 容量市場における供給力の確保に係る拠出金を設ける場合は、基本料金単価、従量料金単価、燃料費等調整単価のいずれかに含むものとし、別途設ける場合は、契約期間通じて共通の単価とする。
- ①－５ 政府が設ける負担軽減に関する補助金等 政府により電気・ガス料金等の負担軽減に関する補助金が設けられた場合は、各制度に基づいて算定するものとする。
- ①－６ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再エネ賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

## ② 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

## ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

## イ 単価変動（市場連動）契約

### ① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５までを合計して得た金額とする。

- ①－１ 基本料金 契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。
- ①－２ 従量料金 契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料、環境価値単価を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。
- ①－３ 離島ユニバーサル調整額 当該地位を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた離島ユニバーサルサービス調整単価に基づいて算定すること。
- ①－４ 容量拠出金 容量市場における供給力の確保に係る拠出金を設ける場合は、基本料金単価、従量料金の手数料単価に含むものとし、別途設ける場合は、契約期間通じて共通の単価とする。
- ①－５ 政府が設ける負担軽減に関する補助金等 政府により電気・ガス料金等の負担軽減に関する補助金が設けられた場合は、各制度に基づいて算定するものとする。
- ①－６ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再エネ賦課金は、当該地域を管轄する

旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 入札金額算出方法

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策等は含まないこと。

イ 市場連動型契約

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策等は含まないこと。

(3) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールにより拠点名を明示してその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、ストレージサービスによりパスワードを設定して受け渡しをする方法又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該請求書及び利用明細の交付は、次の(ア)及び(イ)に定める方法又は形式としなければならない。

(ア) 請求書を発注者が専用のウェブサイトからダウンロードする方法により提供する場合は、当該サイトに一括でダウンロードする機能を付すること。この場合において、当該サイトに機能を付することができないときは、電子メールに添付し、又はストレージサービスによりまとめて提供すること。

(イ) 利用明細は、発注者が随時確認し、及び容易に加工編集ができるよう、CSV又はExcel形式の電子データで提供すること。

ウ 経済産業省による電気・ガス価格激変緩和対策の支援を受ける場合は、同省が定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

#### (4) 調整後排出係数の確認資料等

受注者は、発注者の使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気であることが確認できる資料（任意様式）を、契約における電力供給の終了する日の翌月20日までに提出しなければならない。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出は不要とする。

#### (5) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるウェブページの提供及びウェブページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。ただし、ウェブサイトを有しない場合は、発注者の求めに応じ、これらの情報を速やかに提供すること。

### 4 受注者の留意事項

#### (1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

#### (2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

#### (3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

#### (4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の一般送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、容量拠出金の負担額変更又は制度改正により、契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

#### (5) その他

力率の変動等による電気料金の調整その他この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

### 5 その他入札参加における留意事項

本入札に参加するものは、次の各号に定める事項に留意して、競争価格の提示を行わなければならない。

- (1) 入札においては、対象施設Aから対象施設Fまでのグループを単位として提示を行うこと。
- (2) 落札後の毎月の請求は、入札において用いた電気料金の算定方法に基づき行うこと。
- (3) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。